

大阪港臨港地区及び分区の変更について（素案） ～説明資料～

令和 7 年 6 月
大阪港湾局

1.変更位置図

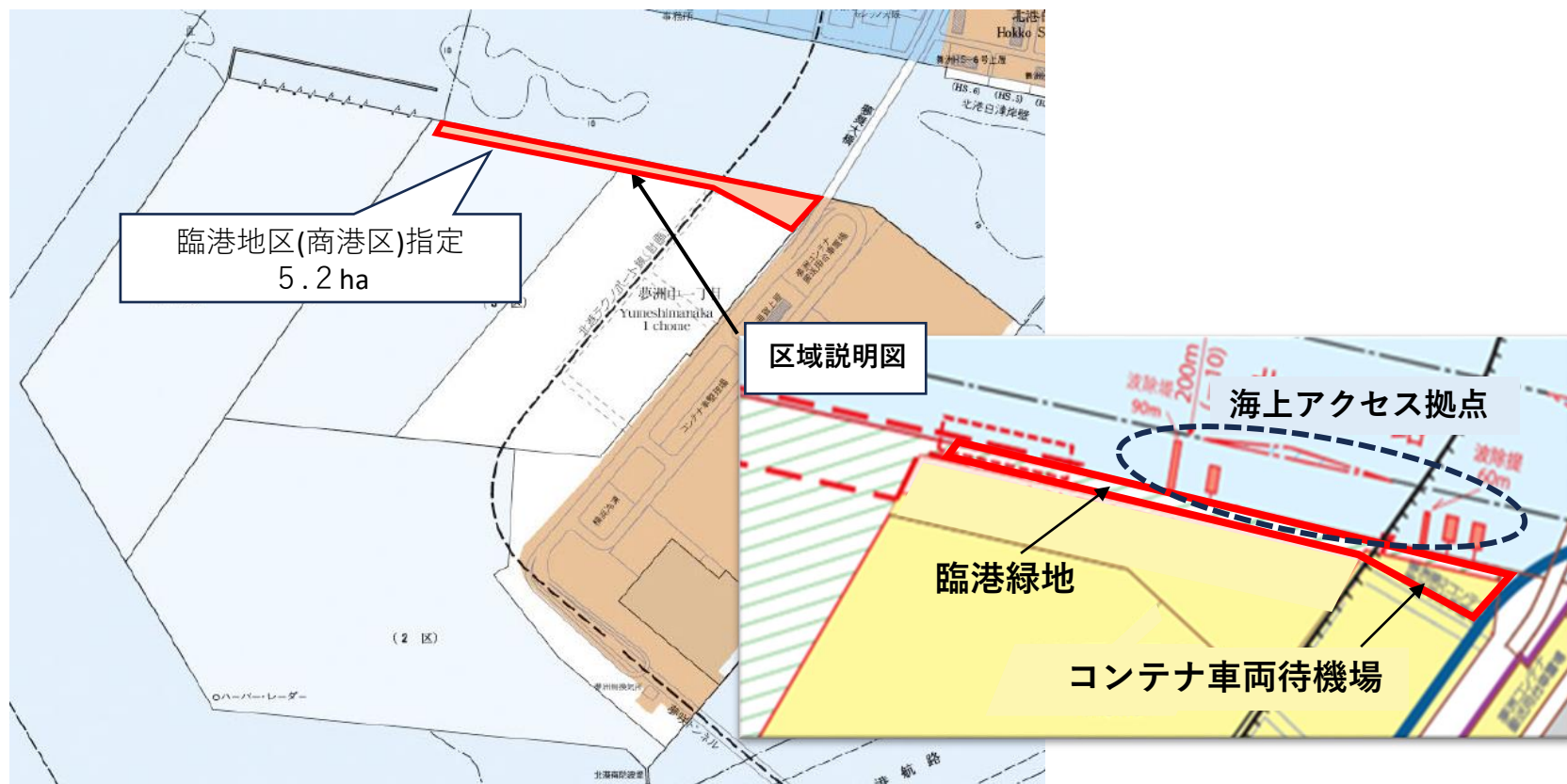
大阪港臨港地区の分区図



臨港地区及び分区の追加指定

2-1.大阪港臨港地区及び分区の変更

- ・夢洲北岸について、新たに臨港地区を指定する。
- ・港湾計画上、当該地では海上アクセス拠点や臨港緑地としての整備、さらに背後のコンテナ車両待機場用地については物流用途で活用を予定していくことから、当臨港地区の分区については「商港区」とする。



2－2.大阪港臨港地区及び分区の変更

	面 積 (ha)		
	現行臨港地区	変 更 後	増 減
商 港 区	8 4 9 . 6	8 5 4 . 8	5.2
特殊物資港区	7 9 . 2	7 9 . 2	－
工 業 港 区	8 1 6 . 2	8 1 6 . 2	－
保 安 港 区	5 . 2	5 . 2	－
マリーナ港区	1 0 . 9	1 0 . 9	－
修景厚生港区	1 5 6 . 9	1 5 6 . 9	－
無 指 定	6 0 . 7	6 0 . 7	－
計	1 9 7 8.7	1 9 8 3.9	5.2

【臨港地区】（都市計画法第8条・第9条・第23条、港湾法第2条）

都市計画法に定める地域地区のひとつで、「港湾を管理運営するため定める地区」であり港湾管理者の案に基づいて定めるものである。

港湾法において臨港地区は、陸域にある施設を港湾施設として定義づけるために必要なゾーニングであるとともに、港湾陸域の港湾としての機能の増進のため、構築物の建設等の制限を行う都市計画としての機能も果たすものである。

【分区の指定】（港湾法第39条）

一定の区域ごとに構築物の用途を規制し、無秩序な土地利用の回避と臨港地区内の計画的土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するため、港湾管理者が臨港地区内に分区を指定することができる。

大阪港で指定している分区

- <商港区> 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- <特殊物資港区> 石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- <工業港区> 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- <保安港区> 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- <マリーナ港区> スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- <修景厚生港区> その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

【建築物等の規制】（港湾法第40条・第58条）

分区内では、建設する建築物等の用途については、建築基準法の規定を適用せず、港湾法及び「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」の規定が適用されることとなり、本条例別表の分区毎に定める用途以外の建築物等は、原則建設できない。

4. 今後の予定

